(3) Nature and quantity of the products to be purchased : 28 Pieces of Double lockers and 18 other items.
(4) Delivery limit : 31. March, 2026.
(5) Delivery place : The Japan Coast Guard School Moji Branch.
(6) Qualifications for participating in the tendering procedures ; Supplier eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
(a) not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;
(b) not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ;
(c) have Grade A to D level of interest in Selling in Kinki area in terms of the qualification for participating in the tenders by the Ministry of Land, Infrastructure Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years, 2025・2026・2027.
(d) The person who is not being suspended from Transactions by the request of the officials in charge of contract.
(e) not be the business operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.
(7) Time-limit for tender ; 17 : 00, 20. October, 2025.
(8) Contact point for the notice : KASUGA Takashi, Bid Examination Section, Accounting Division, Administrotion and supply Department, The Japan Coast Guard School, 2001 Aza Nagahama, Maizuru-city, Kyoto Japan 625―8503 Tel 0773―62―3520 ex. 294

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年８月28日
支出負担行為担当官
近畿中部防衛局長　丸山　幹夫
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　27
○第１号
1　事業概要
(1) 品目分類番号　41、42
(2) 事業名　陸上自衛隊伊丹駐屯地新山本宿舎（仮称）整備事業
(3) 事業場所　兵庫県宝塚市山本野里３丁目30他兵庫県伊丹市大野１丁目128
(4) 事業内容　ＰＦＩ方式による公務員宿舎の設計、建設及び維持管理
詳細は入札説明書等による。
(5) 事業期間　契約日の翌日から令和17年３月31日まで。
(6) 本事業は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける事業である。
(7) 本事業は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を一部行う事業である。
(8) その他
ア　本事業は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う事業である。ただし、電子入札システムにより難い者は、発注者に申請のうえ紙入札方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えるものする。申請の方法は、入札説明書による。
イ　本事業は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う工事である。ただし、電子契約システムにより難い場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。
ウ　本事業は、受注企業の支援を前提とした監理技術者等に求める同種工事の経験の大幅な緩和を行う試行工事である。なお、契約後は、企業としての監理技術者等支援策を施行計画書等に記載し提出するものとし、監理技術者等支援を未実施の場合には、工事成績評定を減ずることとする。
2　入札参加者が備えるべき要件等
(1) 入札参加者の構成等
ア　入札参加者は、複数の企業で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。
イ　入札参加者は、入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加表明書の提出時に構成員及び代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うこと。
ウ　落札者は、契約締結までに本事業を行うための特別目的会社として会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社を設立することとし、代表企業及び建設工事に当たる企業は、必ず出資を行う必要がある。その他の企業へは、特別目的会社への出資は義務づけていない。
(2) 入札参加者の複数提案の禁止　同一の入札参加者が、複数の提案を行うことはできない。
(3) 入札参加者の参加要件　入札参加グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。
ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
イ　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
ウ　防衛省の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等防衛省の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
エ　一般競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から落札者決定の日の時点において、近畿中部防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）（防整施（事）第150号。28. 3.31）に基づく指名停止の処分を受けてないこと。
オ　本事業に係る導入可能性調査及びアドバイザリー業務を受注した株式会社長大並びに株式会社長大が本アドバイザリー業務において提携関係にあるはぜのき法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
㈱資本面において関連がある者とは、子会社等（会社法第２条第３号の２の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合又は親会社等を同じくする子会社等の関係にある場合をいう。
人事面において関連がある者とは、一方の会社等（会社法施行規則（平成18年総務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる①～⑤の者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合（ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。）、一方の会社等の役員が他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第２項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合又は一方の会社等の管財人が他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合をいう。
① 株式会社の取締役。ただし、次の掲げる者を除く。
(ｱ) 会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
(ｲ) 会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
(ｳ) 会社法第２条第15号に規定する社外取締役
(ｴ) 会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役